

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から48年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和43年にA市の大学を卒業して帰郷し、家業の漁業に従事していたところ、漁業協同組合からの国民年金加入の指導もあったため、父親が加入手続を行い、家族の国民年金保険料は父親が納付していたので、申立期間①の保険料についても納付したはずである。

また、申立期間②についても、当時同居していた妻が納付済みとなっているのに、自分だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月15日にB市に払い出されていることから、申立人の父親はその頃に加入手続を行い、資格取得時期は20歳時点の41年\*月\*日に遡ったものと推察される。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の昭和47年4月から同年6月までの保険料の納付日は、同年6月5日であることが納付記録で確認できることから、申立人の同年4月以降の保険料についても、申立人の父親と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和44年12月以前の期間については、国民年金加入手続の時点においては時効のため納付することができない期間であり、遡って納付することが可能であった45年1月以降の期間については、当時同居していた申立人の父親、母親及び妹も一部未納期間があるため、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を遡って納付していたとは考え難い上、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間②は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間前の昭和48年4月から49年12月までの期間及び申立期間後の50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが納付記録で確認でき、申立期間の3か月分の保険料を納付しない事情は見当たらず、納付していたと考えるのが自然である。
  
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年9月まで  
昭和54年1月の成人式を機に父親が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料もずっと納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月頃に父親が国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、オンライン記録及び申立人の所持する国民年金手帳記号番号により、56年4月から5月頃に加入手続をし、資格取得したものと推認されることから、申立人の供述との相違がみられる上、申立期間の一部の期間については学生であった期間も含まれており、加入手続をしたとする時期においては遡って納付することができない。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。